

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年7月2日

月曜日

第4371号

## 目次

### 告 示

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ○道路の区域変更                        | 1 |
| ○道路の供用開始                        | 2 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定                |   |
| ○自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等 | 4 |
| ○換地計画の適否決定及び書類の縦覧               | 5 |

### 公 告

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 |   |
| ○二級建築士又は木造建築士の免許の取消し        | 6 |
| ○開発行為の工事完了                  |   |

## 告 示

### 富山県告示第336号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月2日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 小矢部伏木港 線	小矢部市田川字下出2440番 1から	変更前		最大 16.7 最小 7.3	399.9	高岡土木 センター

	小矢部市田川字前田2375番地先まで	変更後		最大 18.5 最小 12.0	396.0	小矢部土木事務所
国道 415号	高岡市姫野字前田 786番7から	変更前		最大 12.0 最小 8.2	105.1	高岡土木センター
	高岡市姫野字前田 388番2まで	変更後		最大 16.0 最小 12.0	105.1	

### 富山県告示第337号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月2日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 小矢部伏木港線	小矢部市田川字下出2440番1から 小矢部市田川字前田2375番地先まで	平成30年7月2日	高岡土木センター 小矢部土木事務所

### 富山県告示第338号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
放課後等デ イサービス	平成30年 7月1日	1650100629	一般社団法 人ひまわり の花	富山市清水 中町1番9 号	ひまわり畑	富山市清水 中町1番9 号

**富山県告示第339号**

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
放課後等デ イサービス	平成30年 7月1日	1650100637	一般社団法 人ひまわり の花	富山市清水 中町1番9 号	すずらん	富山市大泉 町3丁目6 番16号

**富山県告示第340号**

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
放課後等デ イサービス	平成30年 7月1日	1650700048	社会福祉法 人くろべ福 社会	黒部市吉田 745番3	ういるサポ ートわんぱ く工房	黒部市生地 吉田字越湖 9602番5

### 富山県告示第341号

自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称につ  
いて

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条及び第118条の規定により、  
自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等を次のとおり定  
めたので告示する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 募集種目

自衛官候補生（男女）

#### 2 試験期日

平成30年7月7日（土）

#### 3 受付締切日

平成30年7月5日（木）

#### 4 試験場の位置及び名称

石川県金沢市野田町1-8 陸上自衛隊 金沢駐屯地

#### 5 郵送及び問合せ先

〒930-0856

富山県富山市牛島新町6-24

自衛隊富山地方協力本部 募集課

電 話 (076) 441-3271 (代)

F A X (076) 441-3271

**富山県告示第342号**

換地計画の適否決定及び書類の縦覧について

山田村土地改良区から申請のあった清水第一地区の換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、平成30年6月25日適当と決定したから同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、公告する。

なお、関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年7月2日から

平成30年8月1日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）福野エレナ 南砺市やかた398番地

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社三喜有 南砺市寺家新屋敷399番地の1 代表取締役 中西 一夫

- 3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 3,421㎡
- 4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成30年6月20日
- 6 廃止する理由 小売店舗として利用しなくなったため

### 二級建築士又は木造建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士又は木造建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成30年6月19日	鎌田 茂	二級建築士	549	死亡

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月2日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市橋下条1407番3			射水市作道5番地16	中野 翔